

学校いじめ防止基本方針

《県立瀬谷高等学校》

神奈川県立瀬谷高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。
- ・ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかわる時間を多くするように努めます。
- ・ **人権教育の充実を図り、他者への思いやりの心を育成するよう努めます。**

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 生徒対象いじめアンケート調査 年1回(7月)
 - ② 個人面談(教育相談)を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年1回(4月)
 - ③ **保護者面談を通じた学級担任による保護者からの聞き取り調査 年1回(6月)**

- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ①スクールカウンセラーの活用
 - ②いじめ相談窓口の設置
- ・ 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

管理職、生活支援グループリーダー、生活支援グループ教育相談担当、各学年リーダー、教育相談コーディネーター、学年教育相談担当、養護教諭、(スクールカウンセラー)

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「緊急いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急いじめ調査委員会」の構成

- ・管理職、生活支援グループリーダー、学年リーダー、教育相談コーディネーター、養護教諭、当該学年教育相談担当、当該クラス担任、（スクールカウンセラー）

※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

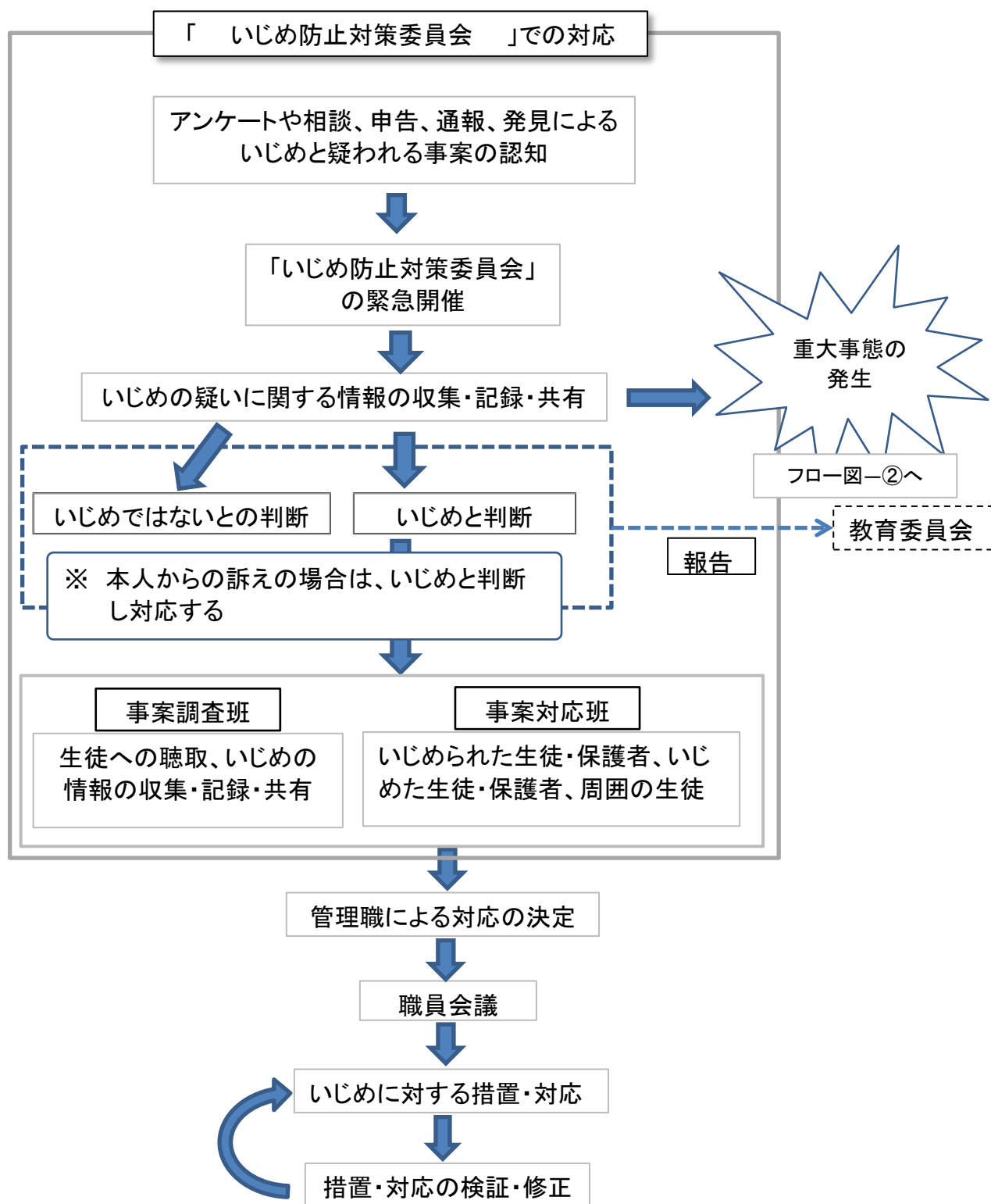
- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

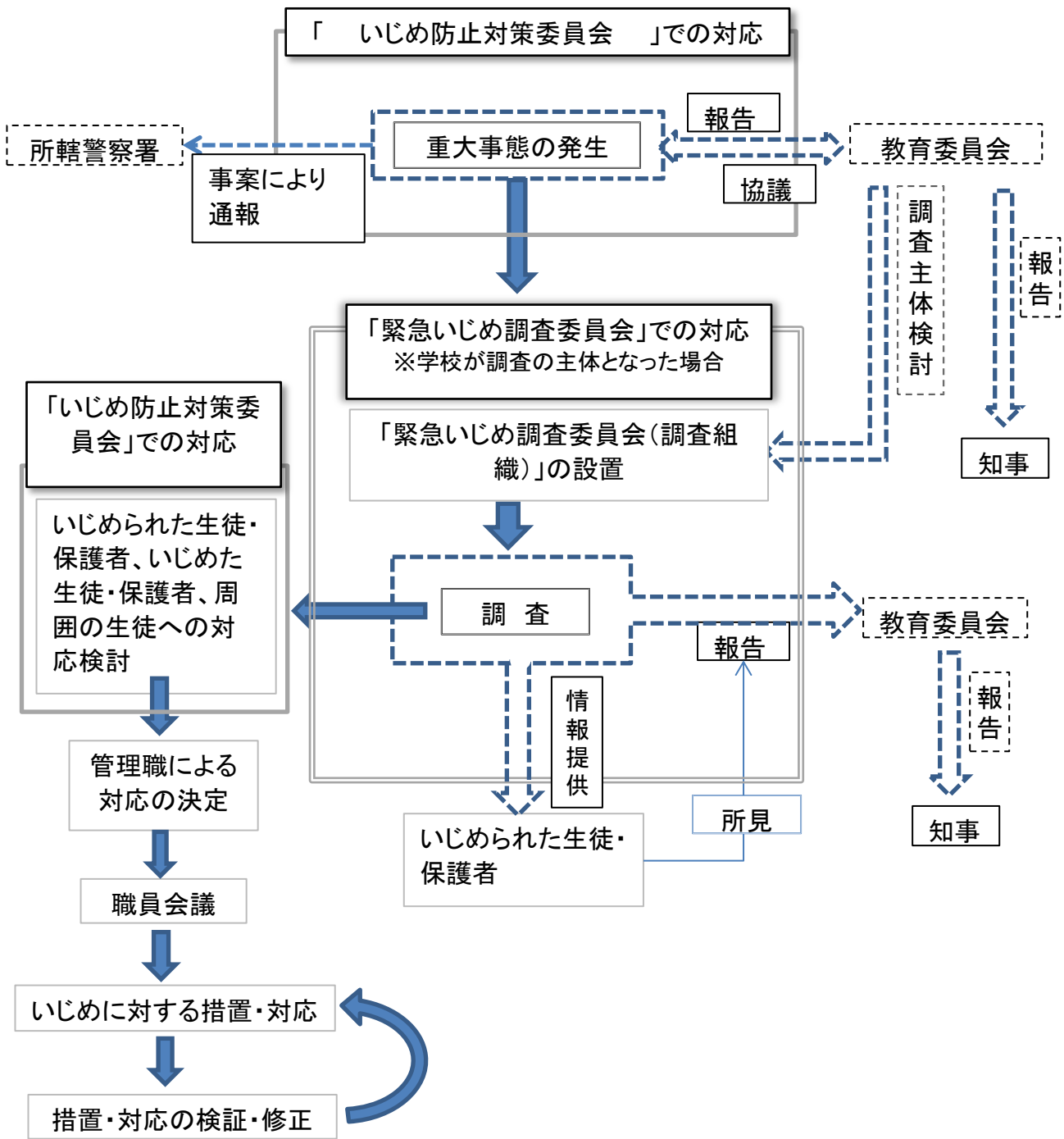
- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること

○ いじめ事案への対応フロー図-①



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する

○ いじめ事案への対応フロー図-②



- ※ 重大事態の調査主体が県教育委員会の場合は、県教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う

平成26年度 神奈川県立瀬谷高等学校 いじめ防止指導等年間計画

月	学校行事 各種取組み	未然防止の取組み				早期発見の取組み	早期対応の取組み	PDCAサイクル	備考(担当グループ)
		行事	授業	学級活動(学年活動)	生徒会活動				
12	定期考査								
	球技大会			球技大会に向けて(話し合い・当日の活動) ・クラスの中での役割分担 ・集団の中での好ましい人間関係の育成	球技大会に向けて(企画・運営) ・生徒の自主性を育む ・自己有用感				生徒会 担任・学年等
	第3回 いじめ防止対策委員会(定例会)								いじめ防止対策委員会
	2学期終業式								3学期間のいじめの状況・報告内容の確認・対応の検証、見直し
1	始業式								
	修学旅行			修学旅行に向けて(話し合い・当日の活動) ・クラスの中での役割分担 ・集団の中での好ましい人間関係の育成					担任・学年等
2	三者面談・保護者面談					家庭での状況確認 (保護者の思い)	情報収集にともなう対応		担任・学年等 いじめ防止対策委員会
	合唱祭	・自己有用感・自己肯定感の育成 ・集団の中での好ましい人間関係の育成		合唱祭に向けて(話し合い・当日の活動) ・生徒の自主性の育成 ・集団の中での好ましい人間関係の育成					生徒会 学年・担任等
	卒業テスト								
3	卒業式								
	学年末テスト								
	新入生説明会	いじめ防止に向けた取組説明							いじめ防止対策委員会
	生徒総会					いじめをなくすためのスローガン作成・発表 ・生徒の主体的な関わり ・自己有用感の育成			生徒会
	第4回 いじめ防止対策委員会(定例会)								・3学期間及び今年度のいじめの状況・報告内容の確認・対応の検証、見直し ・新年度に向けた計画見直し
年間を通じた取組み		体験学習の充実	授業改善の取組み(わかる授業づくり)	クラスを中心とした集団づくり	生徒会を中心とした生徒主体の取組み	相談しやすい雰囲気づくり 保護者への啓発	事案認知時の速やかな対応		
時期未定		・ボランティア体験、職業体験等の設定 ・体験学習を取り入れた校外学習の設定 ・交流の実施(三ツ境養護学校) ・学校いじめ基本方針のHPへの掲載	・それぞれの授業における取組み(道徳教育との関わり、キャリア教育、シナズンシップ教育、わかる授業、いのちの授業の展開等) ・研究授業の設定 ・授業研究の設定	・LHR・学年集会等を使った取組み(クラス作り、コミュニケーションスキルの育成、いじめ防止の啓発授業、いじめ防止に向けた取組み(スローガン作り、ポスター作り等)を考える等)	・生徒会を中心とした、いじめ防止に向けた取組みの展開(キャンペーン期間の設定、スローガン作り、ポスター作り等)	・いじめ防止対策委員会での情報の整理・共有 ・SCとの情報交換 ・学年会・職員会議等での情報共有 ・相談窓口の周知 ・保護者への学校基本方針の周知	・いじめと判断された事案への対応検討、それに応じた速やかな対応		